

(誤)

(正)

p31

第16条 正当な情報と不当な情報

B. パートナーから得た余計な情報

1. コールやプレイを示唆する可能性のある、パートナーから得たの余計な情報は不当である。

1. コールやプレイを示唆する可能性のある、パートナーから得た余計な情報は不当である。

p32

第16条 正当な情報と不当な情報

C. 取り消したコールやプレイから得た情報

規則に従い、コールやプレイが取り消されたとき：

3. 本条C項2の違反により非反則側者に損害が生じた場合、ディレクターは調整スコア（第12条C項1参照）を与えるものとする。

3. 本条C項2の違反により**非反則者側**に損害が生じた場合、ディレクターは調整スコア（第12条C項1参照）を与えるものとする。

p65

第41条 プレイの開始

C. オープニングリードの表向け

説明期間【日本語版注：第22条B項1参照】の後、オープニングリードを表向きにしてプレイ期間が確定的に（【日本語版注】オークション期間に戻ることはない）

説明期間【日本語版注：第17条D項】の後、オープニングリードを表向きにしてプレイ期間が確定的に（【日本語版注】オークション期間に戻ることはない）

p104

第68条 トリックの「取り」または「取られ」の宣言

D. プレイの中断

「取りの宣言」および「取られの宣言」の後、プレイは中断される。

1. 「取りの宣言」または「取られの宣言」が同意された場合には第69条を適用する。

「取りの宣言」および「取られの宣言」の後、プレイは中断される。

1. 「取りの宣言」または「取られの宣言」が**合意**された場合には第69条を適用する。

(修正前)

目次-IX-

第57条 早まったリードやプレイ

- A. 次のトリックへの早まったリードやプレイ 88

p70,71

第45条 プレイされたカード

C. プレイしたとみなされるカード

1. パートナーに表が見えるように持っていたディフェンダーのカードは現行のトリックにプレイしたとみなされる（そのディフェンダーが既に現行のトリックに対して合法的にカードをプレイしていた場合は第45条E項参照）。

p88

第57条 早まったリードやプレイ

- A. 次のトリックへの早まったリードやプレイ

p90

第58条 同時に行われたリードまたはプレイ

B. 1人のプレイヤがハンドから同時に複数のカードを出した場合

4. 双方が次のトリックに対してプレイするまで2枚以上のカードをプレイしたことに気づかなかったときは、第67条を適用する。

p96

第63条 リボークの成立

B. リボーク訂正の禁止

リボークが成立すると、訂正してはならない（ただし、12トリック目のリボークには第62条D項を適用し、双方による同一トリックでのリボークには第62条C項3を適用する）。この場合、リボークの起きたトリックはプレイされたとおりに成立する。

(修正後)

- A. **早まったプレイや次のトリックへのリード** 88

1. パートナーに表が見えるように持っていたディフェンダーのカードは現行のトリックにプレイしたとみなされる（そのディフェンダーが既に現行のトリックに対して合法的にカードをプレイしていた場合は**本条**E項参照）。

- A. **早まったプレイや次のトリックへのリード**

4. **双方の側**が次のトリックに対してプレイするまで2枚以上のカードをプレイしたことに気づかなかったときは、第67条を適用する。

B. リボーク訂正の禁止

リボークが成立すると、訂正してはならない（ただし、12トリック目のリボークには第62条D項を適用し、**双方の側**による同一トリックでのリボークには第62条C項3を適用する）。この場合、リボークの起きたトリックはプレイされたとおりに成立する。

第67条 過不足のあるトリック

A. 双方が次のトリックにプレイする前

トリックにプレイしなかったり、2枚以上のカードをプレイしたときに、双方が次のトリックにプレイする前に違反行為が指摘された場合は、過不足を調整しなければならない。

B. 双方が次のトリックにプレイした後

双方が次のトリックにプレイした後、(プレイヤのハンドのカードが多過ぎたり、少な過ぎたりし、プレイしたカードの数がこれに一致して過不足があるという事実から)、トリックに過不足があることをディレクターが確認したときは、次の手順をとる：

A. 双方の側が次のトリックにプレイする前

トリックにプレイしなかったり、2枚以上のカードをプレイしたときに、**双方の側**が次のトリックにプレイする前に違反行為が指摘された場合は、過不足を調整しなければならない。

B. 双方の側が次のトリックにプレイした後

双方の側が次のトリックにプレイした後、(プレイヤのハンドのカードが多過ぎたり、少な過ぎたりし、プレイしたカードの数がこれに一致して過不足があるという事実から)、トリックに過不足があることをディレクターが確認したときは、次の手順をとる：

第70条 異議が申し立てられた「取りの宣言」または「取られの宣言」

A. 一般的目的

異議が申し立てられた「取りの宣言」または「取られの宣言」の裁定にあたり、ディレクターは可能な限り双方に公平にボードの結果を調整するが、「取りの宣言」に関して疑わしい点は宣言者に不利に解決するものとする。ディレクターは次の手順をとる。

異議が申し立てられた「取りの宣言」または「取られの宣言」の裁定にあたり、ディレクターは可能な限り**双方の側**に公平にボードの結果を調整するが、「取りの宣言」に関して疑わしい点は宣言者に不利に解決するものとする。ディレクターは次の手順をとる。

第77条 デュプリケートブリッジ得点表

4人のプレイヤ全員がパスした場合、(第22条参照) 両側のスコアは0点となる。

4人のプレイヤ全員がパスした場合、(第22条参照) **双方**のスコアは0点となる。

第82条 手順の間違いの調整

C. ディレクターの間違い

裁定を下した後、ディレクターがその裁定は間違っていたと判断し、さらにどのように調整してもボードを普通にスコアできない場合は、双方を非反則側とみなして調整スコアを与えるものとする。

裁定を下した後、ディレクターがその裁定は間違っていたと判断し、さらにどのように調整してもボードを普通にスコアできない場合は、**双方の側**を非反則側とみなして調整スコアを与えるものとする。